

企業立地促進条例 のご案内

(事業所の建設・取得 編)

横浜市では、「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（企業立地促進条例）」を制定し、特定地域において一定の条件（事業内容、投下資本額等）を満たす事業計画を実施する方に対して、市税（固定資産税・都市計画税）の軽減措置と助成金の交付を行っています。

対象期間：平成24年4月1日 から 平成27年3月31日 まで
 （上記期間内に事業計画書を提出した方が対象となります。）

1 特定地域

- ①みなとみらい21地域 ②横浜駅周辺地域 ③関内周辺地域 ④新横浜都心地域 ⑤港北ニュータウン地域
 ⑥京浜臨海部地域 ⑦臨海南部工業地域 ⑧内陸南部工業地域 ⑨内陸北部工業地域
 （別図のとおり）

2 支援内容

【税軽減】対象事業所の固定資産税・都市計画税の税率を5年間1/2に軽減

【助成金】土地・家屋・設備の取得費等（投下資本額）をもとに算定した助成金を交付

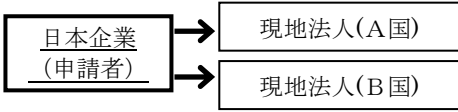
投下資本額		支援内容	
中小企業者	大企業者	税軽減	助成金
1億円以上 5億円未満	10億円以上 50億円未満	○	—
5億円以上	50億円以上	○	[助成率] 本社・研究所：投下資本額の10%（ <u>多国籍企業者は15%</u> ※下記参照） 工場：投下資本額の8% 事務所：投下資本額の6% [上限額] 家屋・設備：10億円（ <u>多国籍企業者は20億円</u> ※下記参照） 土地：10億円

中小企業者：中小企業基本法に定める会社、大企業者：中小企業者以外の会社・特別目的会社・協同組合等

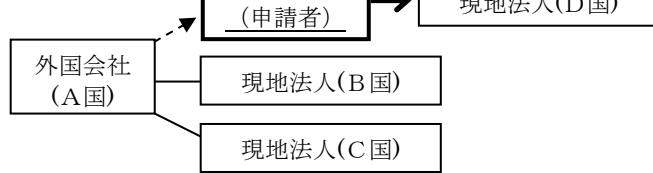
※ 次のいずれかを満たす事業者（多国籍企業者）が、横浜市内に初めて本社又は研究所を設置する場合に適用されます。

- 日本以外に2以上の国で現地法人を設立して事業活動を行う日本企業
- 本店所在国以外に2以上の国で現地法人を設立して事業活動を行う外国会社によって、設立された日本法人（日本以外の国の現地法人を1以上統括していることが必要）

<①の例>



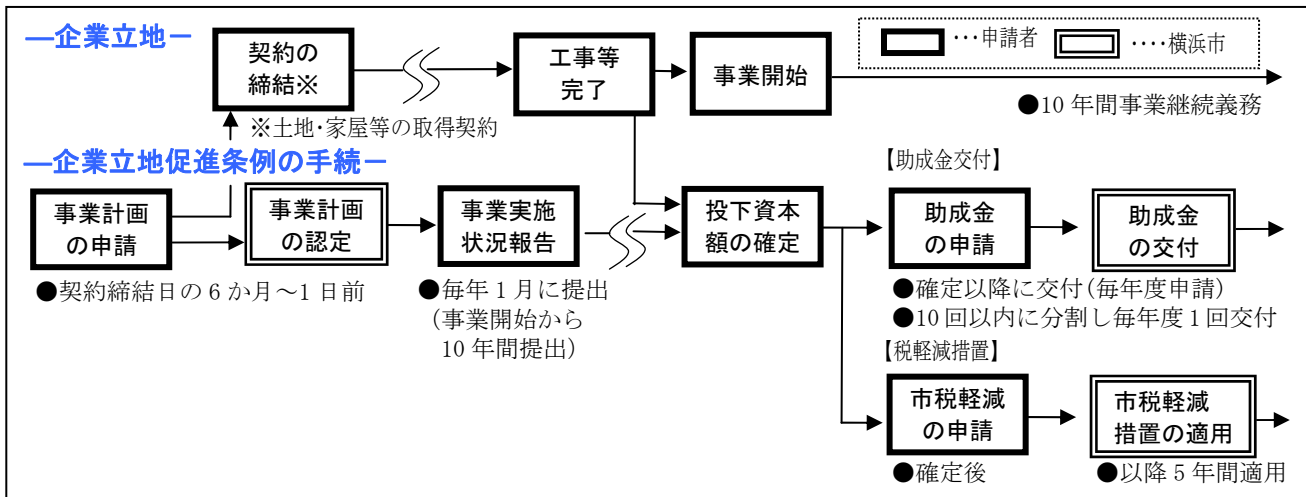
<②の例>



→ 株主等の議決権の1/2超を有して統括していること

--> 株主等の議決権の1/3超を有していること

3 手続の流れ



4 対象となる投下資本額

当制度の認定対象となる投下資本額は、

事業所を設置するための 固定資産（土地・家屋・償却資産）の取得費用です。

①

②

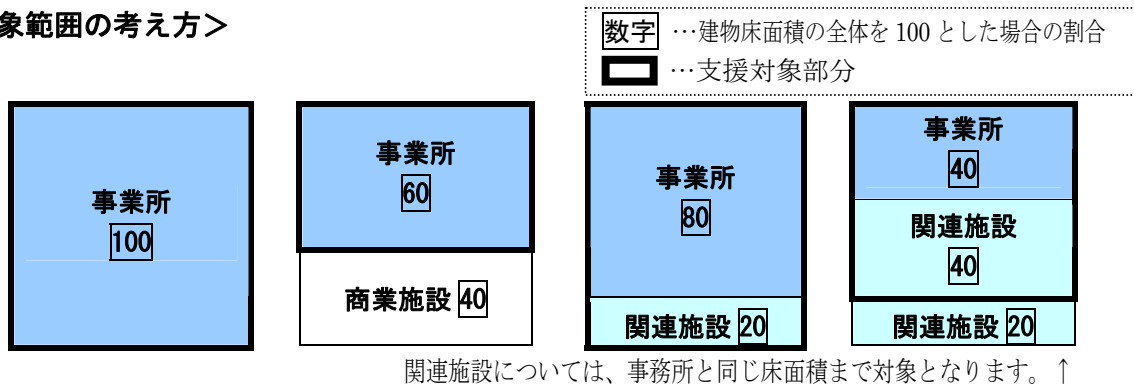
※ 事業実施による経済波及効果等を審査し、市経済の活性化に寄与すると認められる場合に認定します。

※ 事業計画に基づく事業が行われていない場合は認定取消や、助成金の返還を求める場合があります。

① 「事業所」の対象範囲について

- ・ 事業所とは、事務所（本社）、研究所、工場その他これらに類するものを指します。
- ・ 商業施設、学校、宿泊施設などは対象となりません。
（工場に付随する倉庫、事務所・工場に附随するショールームなどは関連施設として対象とします。
また、業務系地域〔別図①～⑤の特定地域〕においては、賃貸事業所は対象になりません。）
- ・ 対象と対象外の用途が混在する施設については、次のように床面積で按分して、対象部分に対する投下資本額、税軽減額及び助成金額を算出します。

<対象範囲の考え方>



② 「固定資産の取得に要する費用」について

固定資産の取得に要する費用とは、土地取得費（土地賃借に係る権利金を含む）、土地造成費（建物建設に伴うものに限る）、建物工事費、建物取得費及び設備取得費・工事費をいいます。

<対象に含まない費用の例>

- ・ 予備的に行われる建物設計費、測量・地質調査費、建物等撤去費、設備移転輸送費等
- ・ 既に市税特例の適用措置（当条例）を受けた固定資産の取得費用
- ・ 国、地方公共団体の助成金交付の対象となった固定資産の取得費用（多国籍企業者は除く）
- ・ 同一企業グループ間における固定資産の取得費用

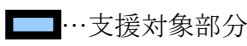
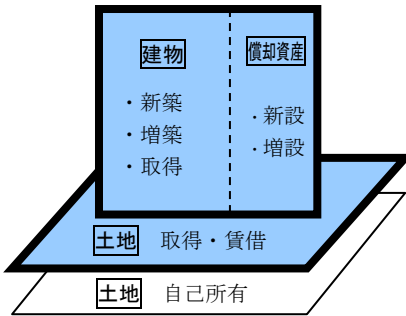
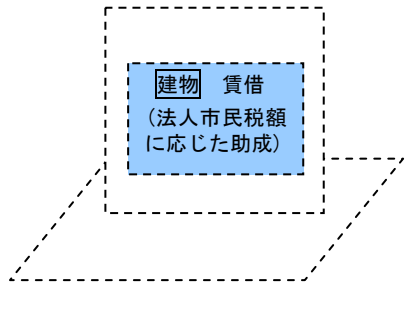
<「償却資産」の対象範囲>

償却資産については、地方税法第341条第4号に該当するもので、下表に該当するものが対象となります。

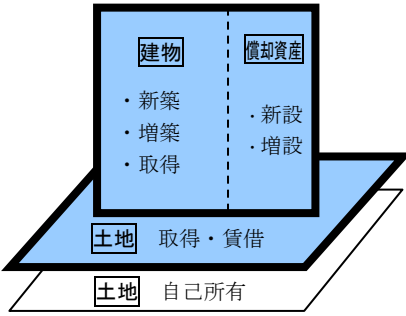
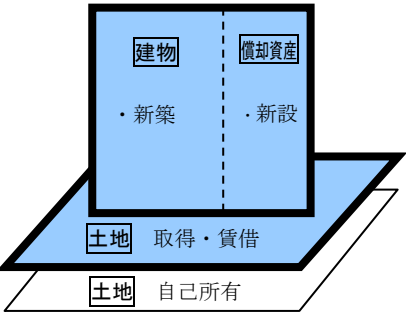
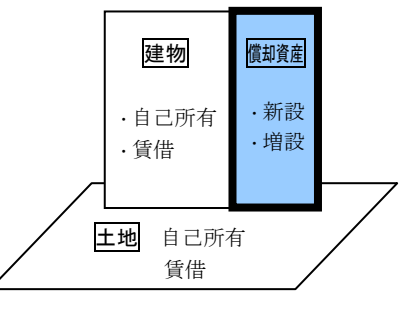
舗装・外周工事等の外構設備や什器などの備品・器具類等は対象になりません。

種 類	内 容
建物附属設備	建物の所有者又は賃借人等が施工した建物附属設備のうち次に掲げるもの（ただし、門、塀、外灯、駐車場舗装などの建物から独立し、単独で機能する設備は除く。） 電気設備（受変電設備を含む。）、ガス設備、給排水設備、冷暖房設備及び生産事業（生産、加工、修理等）の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用の給排水設備、加熱用のガス等設備等）その他の建物に附属する設備
機械及び装置	製造設備、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、その他各種産業用機械及び装置等、駐車場機械装置等（土木建設機械（大型特殊自動車等）は除く。） （ただし、京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域及び内陸北部工業地域においては、大企業者が取得する場合、取得金額が1点10,000,000円以上のものに限る。）
工具・器具及び備品	機械及び装置の構造の一部を構成し、単独では機能しないもので、取得金額が1点10,000,000円以上のもの

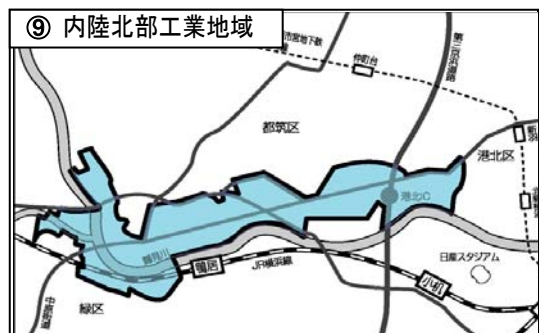
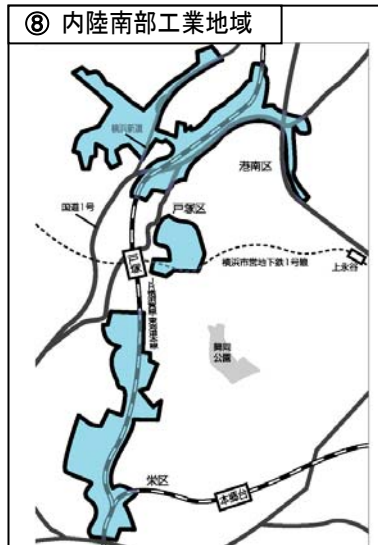
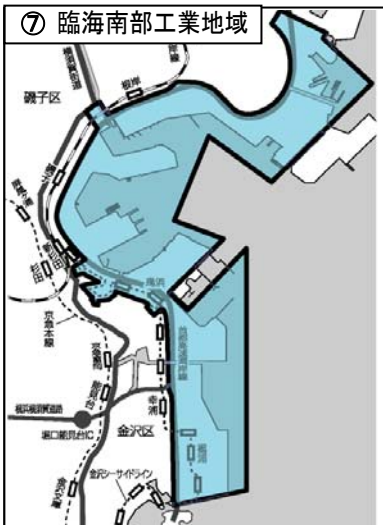
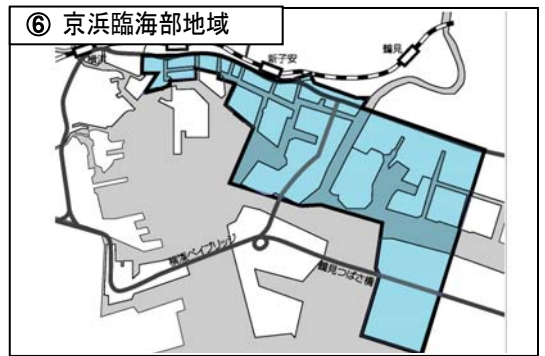
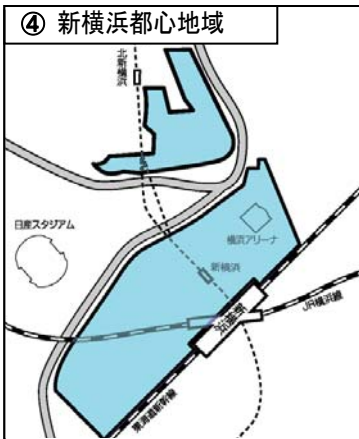
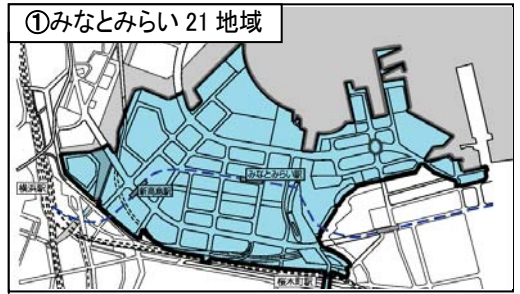
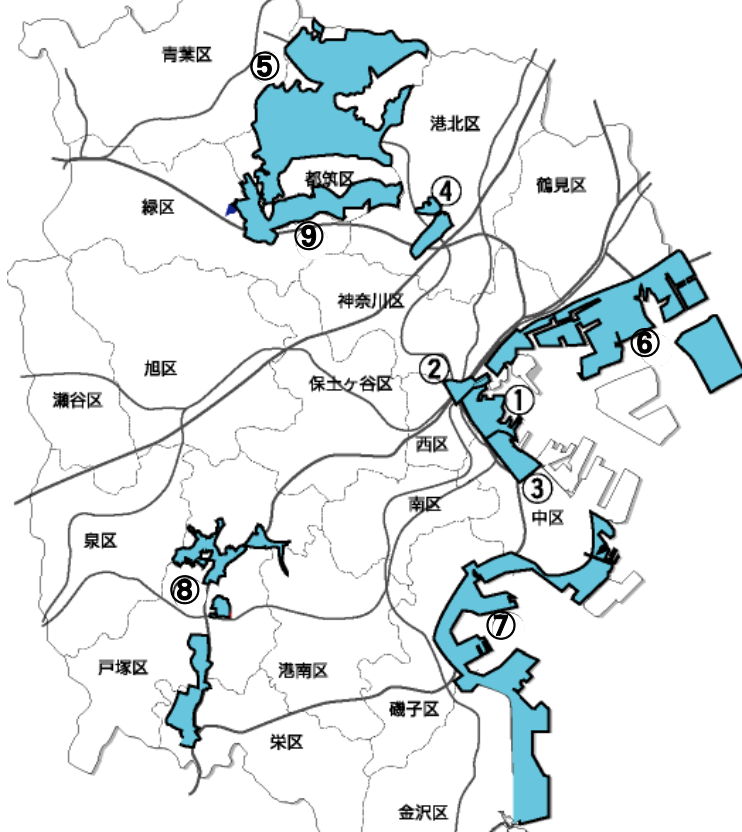
③ 立地事例ごとの「支援対象」及び「主な要件」について

みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域			
事例	A 自社事務所・研究所を建設	B ビルを賃借し、本社・研究所を設置	
対象			
主な要件		①横浜市初進出の本社・研究開発機能（一定要件を満たす市内拡張も対象） ②従業者数：100人以上 ③経常利益：直近の3年間で3億円以上又は1年間で1億円以上 詳細は「企業立地促進条例のご案内〔テナント本社・研究所編〕」をご覧ください。	

京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、内陸北部工業地域

事例	C 自社工場・研究所を建設	D 賃貸工場・研究所を建設	E 生産設備等の償却資産を取得
対象			
主な要件	次に掲げる事業者が行う事業計画が対象となります。 ①環境・エネルギー、医療・健康、ITの産業分野に該当する事業者 ②自然科学研究の分野に該当する事業者 ③日本標準産業分類の製造業に該当する事業者 ※ 大企業者のうち、上記①に該当しない事業者は、新たな土地の取得を伴う事業計画であることが要件となります。	次に掲げる事業者に賃貸することが条件となります。 ①環境・エネルギー、医療・健康、ITの産業分野に該当する事業者 ②自然科学研究の分野に該当する事業者 ③日本標準産業分類の製造業に該当する事業者	次に掲げる事業者が行う事業計画が対象となります。 ①環境・エネルギー、医療・健康、ITの産業分野に該当する事業者 ②自然科学研究の分野に該当する事業者（中小企業者のみ） ③日本標準産業分類の製造業に該当する事業者（中小企業者のみ） ※ 研究開発の成果又は技術革新による新商品の生産などを図ることを目的とした、償却資産（設備）の更新が対象となります。

5 特定地域（対象地域）



「⑤ 港北ニュータウン地域」は上図のうち「第1種低層住居専用地域」及び「第2種低層住居専用地域」を除いた区域となります。

<お問い合わせ先>

- 図① みなとみらい21地域
横浜市 都市整備局 みなとみらい21推進課 TEL : 045-671-3517
- 図⑥～⑨ 工業系地域
横浜市 経済局 産業立地調整課 TEL : 045-671-2590
- 図②～⑤ その他の地域・制度全般
横浜市 経済局 誘致推進課 TEL : 045-671-2594

